一管区水路通報第11号

令和5年3月17日 第一管区海上保安本部 _____ 恵山岬南東方及び白神岬西方・・・・救難訓練 第 93項 北海道南岸 第 94項 北海道南岸 内浦湾・・・・・・・・・・・・浅所存在 第 95項 苫小牧港・・・・・・・・・・水路測量 北海道南岸 襟裳岬南方・・・・・・・・・射撃訓練 第 96項 北海道南岸 落石漁港・・・・・・・・・・・小型船舶操縦訓練 北海道南岸 第 97項 根室港・・・・・・・・・・・養殖施設設置 第 98項 北海道東岸 第 9 9 項 北海道西岸 第100項 北海道西岸 羽幌港・・・・・・・・・・・養殖施設設置 北海道西岸 留萌港・・・・・・・・・・・養殖施設設置 第101項 北海道西岸 北海道西岸 石狩湾港・・・・・・・・・・ヨット帆走訓練 第102項 第103項 弁慶岬付近~茂津多岬・・・・・・海底地形調査 第104項 本州東岸 **尻屋埼東方・・・・・・・・・・射撃訓練** 龍飛埼西南西方・・・・・・・・射撃訓練 第105項 本州北西岸 ______

おりおります。

○ 「海氷情報センター」開所について 第一管区海上保安本部に「海氷情報センター」を開所しました。 海氷情報は以下Webページにより入手できます。

第一管区海上保安本部 海氷情報センターのWebページ

URL : https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html



※一管区水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。 URL:https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

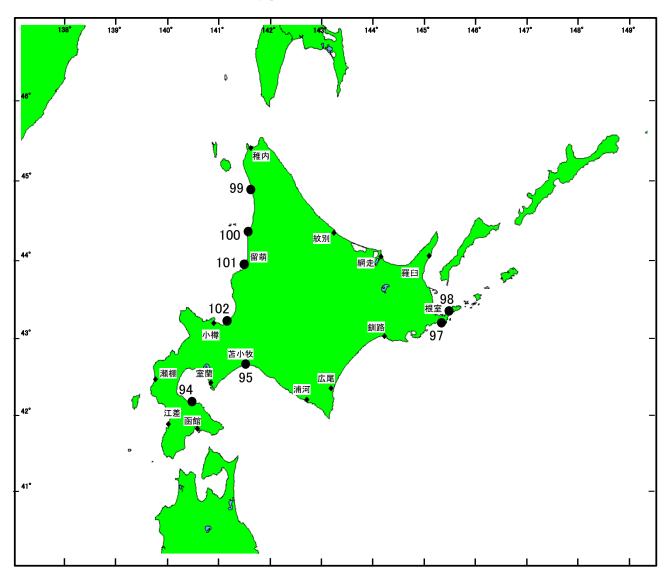
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html

索引図



- ※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。
 - ●印で表現できない広範囲に及ぶ93、96、103~105項については各項を参照ください。

5年93項 北海道南岸及び西岸 - 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和5年4月1日~30日 0830~1715

区 域 1 41-43.0N 141-29.4E

を中心とする半径5海里の円内

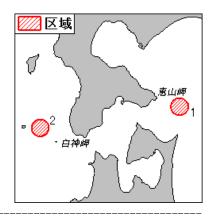
2 41-30. 0N 139-35. 0E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

 海
 図
 W10-JP10

 出
 所
 函館航空基地



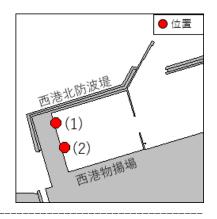
5年94項 北海道南岸 - 内浦湾、森港 浅所存在 下記位置に、浅所が存在する。

位 置 下記地点

(1) 42-06-38.4N 140-35-20.7E 水深約1.7m

(2) 42-06-36.4N 140-35-21.7E 水深約2.1m

海 図 W17(分図「森港」) 出 所 第一管区海上保安本部



5年95項 北海道南岸 - 苫小牧港、第2区及び第3区 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和5年3月20日~4月20日のうち3日間

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-37-12. ON 141-37-26. OE

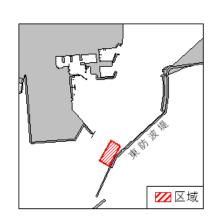
(2) 42-37-04. 7N 141-37-20. 3E

(3) 42-37-06. 7N 141-37-15. 7E

(4) 42-37-14. 0N 141-37-21. 4E

備 考 測量作業中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W1033A-JP1033A



5年96項 北海道南岸 - 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年4月1日~30日(日曜日及び祝日を除く)0800~1700

区 域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-04-09N 142-16-46E

(2) 41-43-09N 142-59-46E

(3) 41-38-14N 142-59-46E

(4) 41-40-45N 143-26-26E

(5) 41-33-10N 143-29-46E

(6) 41-10-10N 143-19-46E

(7) 41-10-10N 142-09-47E

(8) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



5年97項 北海道南岸 — 落石漁港 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和5年4月9日~17日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-11-17. 2N 145-30-51. 0E

(2) 43-11-16. 9N 145-30-55. 2E

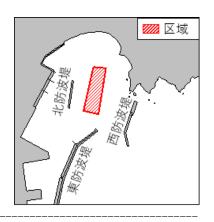
(3) 43-11-05.7N 145-30-52.7E

(4) 43-11-06.5N 145-30-47.7E

備 考 訓練実施中、区域内に浮標設置

海 図 W24(落石漁港)

出 所 根室海上保安部



5年98項 北海道東岸 - 根室港 養殖施設設置

下記区域で、ウニ養殖施設が設置される。

期 間 令和5年4月1日~令和6年3月31日

区 域 1 下記4地点により囲まれる区域

(1) 43-20-39. 0N 145-33-58. 1E

(2) 43-20-45. 4N 145-33-48. 0E

(3) 43-20-47. 9N 145-33-51. 0E

(4) 43-20-41.5N 145-34-00.6E

区 域 2 下記4地点により囲まれる区域

(5) 43-20-22. 6N 145-34-29. 6E

(6) 43-20-20.6N 145-34-28.3E

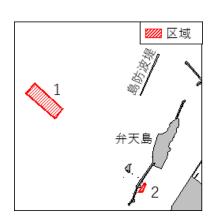
(7) 43-20-20.6N 145-34-27.1E

(8) 43-20-22. 6N 145-34-28. 9E

備 考 区域を白色灯付浮標で標示

海 図 W24(根室港)

出 所 根室海上保安部



5年99項 北海道西岸 - 天塩港 灯廃止

下記位置の灯は廃止された。

位 置 44-52-01.2N 141-44-10.6E

海 図 W40A(天塩港)

出 所 留萌海上保安部



5年100項 北海道西岸 - 羽幌港 養殖施設設置

一管区水路通報4年7号66項関連

下記区域で、昆布養殖施設が設置されている。

期 間 令和6年3月31日まで

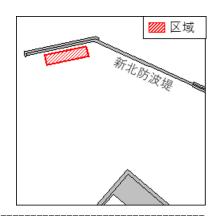
区 域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 44-22-41.5N 141-41-58.5E
- (2) 44-22-40. 6N 141-41-58. 8E
- (3) 44-22-39. 8N 141-41-53. 5E
- (4) 44-22-40. 7N 141-41-53. 2E

備 考 上記(2)、(3)地点を赤旗及び灯付浮標で標示

海 図 W40A(羽幌港)

出 所 留萌海上保安部



5年101項 北海道西岸 - 留萌港、第3区 養殖施設設置

一管区水路通報 4 年 36 号 510 項関連

下記区域で、海藻養殖施設が設置されている。

期 間 令和6年3月31日まで

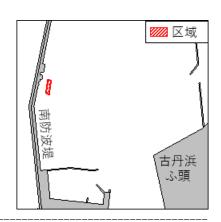
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 43-57-22. 5N 141-37-55. 6E
- (2) 43-57-20. 6N 141-37-55. 2E
- (3) 43-57-20.7N 141-37-54.6E
- (4) 43-57-22. 6N 141-37-55. 0E

備 考 設置区域は灯付浮標で標示

海 図 W1046

出 所 留萌港長



5年102項 北海道西岸 - 石狩湾港 ヨット帆走訓練

下記区域で、ヨット帆走訓練が実施される。

期 間 令和5年4月15日~10月29日(毎週土、日及び祝日)1000~1600

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

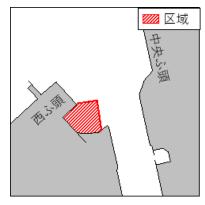
- (1) 43-11-55N 141-16-56E (岸線上)
- (2) 43-11-56N 141-17-05E
- (3) 43-11-46N 141-17-07E (岸線上)

備 考 実施区域は浮標で標示

警戒船配備

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



11 号 - 5 - 11 号

5年103項 北海道西岸 - 弁慶岬付近~茂津多岬 海底地形調査

下記区域で、作業船による海底地形調査が実施される。

期 間 令和5年4月20日~5月31日 日出~日没

区 域 下記13点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-37N 139-49E (岸線上)
- (2) 42-37N 139-48E
- (3) 42-41N 139-51E
- (4) 42-42N 139-53E
- (5) 42-43N 139-55E
- (6) 42-43N 139-58E
- (7) 42-44N 139-58E
- (8) 42-44N 140-01E
- (9) 42-46N 140-02E
- (10) 42-47N 140-04E
- (11) 42-48N 140-06E
- (12) 42-50N 140-08E
- (13) 42-48N 140-10E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

観測機器をえい航(えい航長 150m) する

警戒船配備

海 図 W11-JP11

出 所 小樽海上保安部

5年104項 本州東岸 - 尻屋埼東方 射撃訓練 下記区域で、自衛艦による水上射撃及び対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年4月4日(予備日5日~7日)0600~1800

区 域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



茂津多岬

//// 区域

5年105項 本州北西岸 - 龍飛埼西南西方 射撃訓練 下記区域で、自衛艦による水上射撃及び対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年4月4日(予備日5日~7日)0600~1800

期 间 节和3年4月4日(广浦日3日~1日)0000个

区 域 40-55-09N 139-04-48E を中心とする半径 10 海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



11 号 - 6 - 11 号